大阪府条例第　　　号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

1-11

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給付金として支払を受けた金銭の管理）第十七条　乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「令」という。）第十二条の二に規定するこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。　一―四　（略）（乳児院の長の資格等）第三十条　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十二条の二第一項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの　　イ―ハ　（略）２　乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十二条の二第二項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（母子生活支援施設の長の資格等）第三十八条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十七条の二第一項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの２　母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十七条の二第二項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（保育の内容）第四十九条　保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、令第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従う。（児童養護施設の長の資格等）第五十九条　児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第四十二条の二第一項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの２　児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第四十二条の二第二項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（職員）第六十八条　（略）　一―五　（略）　六　児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として令第四十九条第一項に規定するこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）２―15　（略）（職員）第八十二条　（略）　一―七　（略）1-12八　日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他令第六十三条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員２―11　（略）（児童心理治療施設の長の資格等）第九十三条　児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第七十四条第一項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四条第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの２　児童心理治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第七十四条第二項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（児童自立支援施設の長の資格等）第百一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―四　（略）２　児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第八十一条第二項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 | （給付金として支払を受けた金銭の管理）第十七条　乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「令」という。）第十二条の二に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。　一―四　（略）（乳児院の長の資格等）第三十条　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二条の二第一項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの　　イ―ハ　（略）２　乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十二条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（母子生活支援施設の長の資格等）第三十八条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第二十七条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの２　母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第二十七条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（保育の内容）第四十九条　保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、令第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従う。（児童養護施設の長の資格等）第五十九条　児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第一項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの２　児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第四十二条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（職員）第六十八条　（略）　一―五　（略）　六　児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として令第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）２―15　（略）（職員）第八十二条　（略）　一―七　（略）八　日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他令第六十三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員２―11　（略）（児童心理治療施設の長の資格等）第九十三条　児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第七十四条第一項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―三　（略）　四　知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの２　児童心理治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。（児童自立支援施設の長の資格等）第百一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。　一―四　（略）２　児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための令第八十一条第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 |
|  |  |

（大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百四号）の一部を次のように改正する。

1-13

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の員数）第六条　（略）２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他令第五条第二項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。　一―三　（略）３―９　（略）（通所利用者負担額の受領）第二十四条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第二　十三条第四項に規定するこども家庭庁長官が　定めるところによるものとする。５・６　（略）（通所利用者負担額の受領）第六十一条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第六　十条第四項に規定するこども家庭庁長官が定　めるところによるものとする。５・６　（略） | （従業者の員数）第六条　（略）２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他令第五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。　一―三　（略）３―９　（略）（通所利用者負担額の受領）第二十四条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第二　十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定め　るところによるものとする。５・６　（略）（通所利用者負担額の受領）第六十一条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第六　十条第四項に規定する厚生労働大臣が定める　ところによるものとする。５・６　（略） |
|  |  |

（大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条　大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

1-14

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （入所利用者負担額の受領）第十八条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第十七条第四項に規定するこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。５・６　（略）（給付金として支払を受けた金銭の管理）第三十二条　指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る令第三十一条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。　一―四　（略） | （入所利用者負担額の受領）第十八条　（略）２・３　（略）４　前項第一号に掲げる費用については、令第十七条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。５・６　（略）（給付金として支払を受けた金銭の管理）第三十二条　指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る令第三十一条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。　一―四　（略） |
|  |  |

（大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条　大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百七号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

1-15

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の配置の基準）第六条　指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条第一項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。２　（略）（準用）第八条　前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第六条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。（従業者の配置の基準）第四十五条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十四条第一項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三以上とする。２　（略）（運営に関する基準）第四十九条　（略）２　第五条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条　第一項、第二十八条、第三十三条、第三十六条の二及び第四十四条を除く。）並びに第四十五条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第三十一条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条第一項」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第四十八条第一項第二号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十五条第二項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十五条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。（利用者負担額等の受領）第五十六条　（略）２　指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を行った際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けることとする。３―５　（略）1-16（利用者負担額に係る管理）第五十七条　指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が行う指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。（従業者の配置の基準）第百十四条　（略）２　（略）３　前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百二十七条第三項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものでなければならない。４　（略）　　　附　則１―５　（略）（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例）６　第百九十九条第三項及び第二百一条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。７　第百九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。1-17　一・二　（略）８―11　（略） | （従業者の配置の基準）第六条　指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。２　（略）（準用）第八条　前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。（従業者の配置の基準）第四十五条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三以上とする。２　（略）（運営に関する基準）第四十九条　（略）２　第五条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十八条、第三十三条、第三十六条の二及び第四十四条を除く。）並びに第四十五条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第三十一条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条第一項」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第四十八条第一項第二号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十五条第二項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。（利用者負担額等の受領）第五十六条　（略）２　指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を行った際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けることとする。３―５　（略）（利用者負担額に係る管理）第五十七条　指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が行う指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。（従業者の配置の基準）第百十四条　（略）２　（略）３　前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百二十七条第三項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。４　（略）附　則１―５　（略）（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合に関する特例）６　第百九十九条第三項及び第二百一条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。７　第百九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。　一・二　（略）８―11　（略） |
|  |  |

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （認定要件）第三条　（略）一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び　　　　　　　　　　　　　　内　閣　府運営に関する基準（平成二十六年文部科学省　　　　　　　　　　　　　厚生労働省告示第二号。以下「告示」という。）第一の一に規定する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）　次のいずれかに該当する施設イ・ロ　（略）二・三　（略）２　（略） | （認定要件）第三条　（略）一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六　　内　閣　府年文部科学省告示第二号。以下「告示」とい　厚生労働省う。）第一の一に規定する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）　次のいずれかに該当する施設イ・ロ　（略）二・三　（略）２　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

1-18